

アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」業務委託基本仕様書

1 業務の名称

アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」業務

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、感染防止の観点からキャッシュレス決済やインターネットの利用が促進されるなど、消費者の購買行動は大きく変化し、商店街及び市場（以下、「商店街等」という。）は厳しい環境に置かれている。

「ウイズコロナ」下、あるいは、「アフターコロナ」時代における新たな社会経済活動に対応するため、消費者が商店街等に期待する機能などを調査し、商店街等の新たな経営戦略・販売戦略の構築に活用するための基礎資料とする。

3 委託期間

契約締結日から令和4年10月31日（月）まで

4 委託料

3,080千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

本業務の実施に係る全ての経費は、委託料に含むものとする。

5 業務内容

(1) 消費者に対する調査の実施

業務の実施に当たっては、本事業が新型コロナウイルス感染症の消費者への影響、消費者の意識変化を把握し、消費者が商店街等に期待する機能などを調査し、商店街等の新たな経営戦略・販売戦略の構築に活用するための基礎資料となることを目的とした調査を行うこと。

ア 調査方法

消費者協会などの市内団体に調査票を配布し、会員に回答してもらい、後日回収する（有効回答600件以上とすること）

イ 調査を依頼する団体

委託者の同意を得て調査団体を選定し、受託者において調査団体に対して依頼をすること。調査団体を選定する際は、消費者の意見を幅広く反映するような団体構成とすること。

ウ 調査項目

新型コロナウイルス感染症の消費者への影響、消費者の意識変化等を確認し、商店街等の新たな経営戦略・販売戦略の構築に活用してもらうため、下記の項目に追加して調査すること。

【最低限調査が必要と考えられる調査項目】

- ① 商店街等への来街交通手段
- ② 来街の主な目的
- ③ 買い物品目、買い物する場所
- ④ コロナ禍の消費者への影響、意識変化、
- ⑤ 商店街等に期待する機能など

※商店街等利用者以外の意見も確認すること（なぜ商店街等を利用しないのか等）

(2) 調査結果の分析について

新型コロナウイルス感染症の消費者への影響を把握し、調査結果を踏まえ、外部専門家の助言等を受け分析を行い、ウイズコロナ、アフターコロナ時代において、商店街等の新たな体制構築や進むべき方向性について、具体的な提案を記述すること。

(3) 報告書の作成

報告書は、商店街等・関係団体などに配布するため、「報告書(本編)」(A4版100～120ページ程度)を100部、「報告書(概要版)」(A4版20～30ページ程度)を200部、作成すること。また、市ホームページで公開し、広く周知予定であるため、完成品をPDFデータで提出すること。

6 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、「アフターコロナを見据えた「消費者動向調査」業務委託公募型プロポーザル応募要領(質問・回答を含む。)」及び本仕様書の定めるところによる。それらに定めがない事項については、受託者と委託者において協議の上決定する。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、適切かつ円滑に施行するため、受託者は委託者と常に密接に連絡を取り、相互に理解し業務を進めること。
- (3) 受託者が本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載のないものであっても、社会通念上当然と認められる事項については、受託者の責任において行うものとする。
- (4) 本業務で制作する成果物が著作物に該当する場合には、当該著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、委託者に帰属するものとする。また、受託者は本件成果物の利用について著作人格権を行使しないこと。
- (5) 受託者は、当該業務の全て又は一部を第三者に再委託しようとする場合は、あらかじめ委託者と協議を行い、その承認を得なければならない(様式12)。
- (6) 受託者は、当該業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。当該業務終了後も同様とする。また、受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、小樽市個人情報保護条例(平成18年条例第53条)及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。第三者に再委託した場合も同様とする。